

答 申

審査請求人（以下「請求人」という。）が提起した精神障害者保健福祉手帳（以下「手帳」という。）の障害等級認定に係る審査請求について、審査庁から諮問があったので、次のとおり答申する。

第 1 審査会の結論

本件審査請求は、棄却すべきである。

第 2 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、東京都知事（以下「処分庁」という。）が請求人に対して、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（以下「法」という。）45条2項の規定に基づき、令和2年6月12日付けで発行した手帳の交付決定処分のうち、障害等級を3級と認定した部分（以下「本件処分」という。）について、2級への変更を求めるものである。

第 3 請求人の主張の要旨

請求人は、おおむね以下のことから、本件処分の違法性又は不当性を主張し、障害等級2級への変更を求めているものと解される。

かなり、うつの具合が悪く今はヘルパーさんを区役所からお願いしています。そだいごみなどもはこべず、生活保護のケースワーカーさんに頼んで運びだしてもらっています。それなので3級ではなく2級をお願いします。今、かかりつけのお医者はその人は、審査の委員をしている人で、これ以上は1級のあつかいなると言っていました。

第4 審理員意見書の結論

本件審査請求は理由がないから、行政不服審査法45条2項により、棄却すべきである。

第5 調査審議の経過

審査会は、本件諮問について、以下のように審議した。

年 月 日	審 議 経 過
令和2年11月13日	諮問
令和2年12月24日	審議（第50回第3部会）
令和3年1月14日	審議（第51回第3部会）

第6 審査会の判断の理由

1 法令等の定め

- (1) 法45条1項は、精神障害者は、厚生労働省令で定める書類を添えて、その居住地の都道府県知事に手帳の交付を申請することができる旨を規定し、同条2項は、都道府県知事は、手帳の交付申請に基づいて審査し、申請者が「政令で定める精神障害の状態」にあると認めるときは、申請者に手帳を交付しなければならない旨を規定している。
- (2) 法45条2項の規定を受けて、法施行令6条は、1項において、「政令で定める精神障害の状態」は、3項に規定する障害等級に該当する程度のものとし、3項において、障害等級は障害の程度に応じて重度のものから1級、2級及び3級とし、各級の「精神障害の状態」については、別紙2の表のとおりと規定している。
- (3) また、法施行令6条3項が定める障害等級の認定に係る精神障害の状態の判定に当たっては、精神疾患（機能障害）及び能

力障害（活動制限）の状態が重要な判断資料となることから、「精神疾患（機能障害）の状態」（以下「機能障害」という。）と「能力障害（活動制限）の状態」（以下「活動制限」という。）の2つの要素を勘案して「総合判定」すべきものとされている（「精神障害者保健福祉手帳の障害等級の判定基準について」（平成7年9月12日健医発第1133号厚生省保健医療局長通知。以下「判定基準」という。）及び「精神障害者保健福祉手帳の障害等級の判定基準の運用に当たって留意すべき事項について」（平成7年9月12日健医精発第46号厚生省保健医療局精神保健課長通知。以下「留意事項」といい、判定基準と併せて「判定基準等」という。））。

法45条各項の規定により都道府県知事が行う事務は、地方自治法2条8項の自治事務であるところ（法51条の13第1項参照）、判定基準等の各定めは、手帳の申請に対応する事務に関する地方自治法245条の4第1項の規定に基づく技術的助言（いわゆるガイドライン）に当たるものである。

(4) そして、法45条1項及び法施行規則23条2項1号によれば、手帳の交付申請は、医師の診断書等を添えて行うこととされていることから、上記(3)の総合判定は、本件診断書の記載内容全般を基に、客観的になされるべきものと解される。

2 次に、本件診断書の記載内容を前提に、本件処分に違法又は不当な点がないかどうかを検討する。

(1) 機能障害について

ア(ア) 請求人の主たる精神障害として記載されている「双極性障害 ICDコード(F31)」(別紙1・1)は、ICD-10によれば、双極性感情障害といい、判定基準では「気分(感情)障害」に該当する。

「気分(感情)障害」による機能障害については、判定基

準によれば、「高度の気分、意欲・行動及び思考の障害の病相期があり、かつ、これらが持続したり、ひんぱんに繰り返したりするもの」が障害等級1級、「気分、意欲・行動及び思考の障害の病相期があり、かつ、これらが持続したり、ひんぱんに繰り返したりするもの」が同2級、「気分、意欲・行動及び思考の障害の病相期があり、その症状は著しくはないが、これを持続したり、ひんぱんに繰り返すもの」が同3級とされている。

(イ) また、本件診断書において、請求人の従たる精神障害として記載されている「広汎性発達障害 ICDコード (F84)」(別紙1・1)は、判定基準では「発達障害」に該当する。

「発達障害」による機能障害については、判定基準によれば、「その主症状とその他の精神神経症状が高度なもの」が障害等級1級、「その主症状が高度であり、その他の精神神経症状があるもの」が同2級、「その主症状とその他の精神神経症状があるもの」が同3級とされている。

(ウ) なお、留意事項2・(2)によれば、「精神疾患(機能障害)の状態を判断するに当たっては、現時点の状態のみでなく、おおむね過去の2年間の状態、あるいは、おおむね今後2年間に予想される状態も考慮する。」とされている。

イ 以下、これを前提に、請求人の機能障害の状態について検討する。

(ア) 本件診断書の「病名」の欄には、別紙1・1のとおり、「主たる精神障害」は、「双極性障害」と、「従たる精神障害」は、「広汎性発達障害」と、それぞれ記載され、「身体合併症」には記載がなく、「身体障害者手帳」は「無」と記載されている。

「発病から現在までの病歴及び治療内容等」欄には、別紙1・3のとおり、「推定発病時期」は、「H1年頃」と記載され、「不眠、易疲労感などで発症。〇〇病院をはじめ、他院を転々として、H18.5.13より当院通院中。近年はうつ状態が遷延している。」と記載されている。

また、「現在の病状・状態像等」欄は、別紙1・4のとおり、「抑うつ状態（思考・運動抑制、憂うつ気分）」、「知能、記憶、学習及び注意の障害（遂行機能障害、注意障害）」、「広汎性発達障害関連症状（相互的な社会関係の質的障害、コミュニケーションのパターンにおける質的障害、限定した常同的で反復的な関心と活動）」に該当するとされている。そして、「現在の病状、状態像等の具体的程度、症状、検査所見等」欄は、別紙1・5のとおり、「外出は食料品を買いに行く程度で、他人との接触はない。入浴は数ヶ月に1回で、部屋はゴミ屋敷状態。妻を亡くしてから、さらに悪化している」（別紙1・5・(1)）、また、「検査所見」は、「AQ 29 ASRS 4/6」（別紙1・5・(2)）と記載されている。

「生活能力の状態の具体的程度、状態等」欄は、別紙1・7のとおり、「単身生活しているが、不衛生な状態であり、今後ホームヘルプを利用する予定。」と記載されており、「就労状況について」は、「その他（無職）」と記載されている。

- (イ) これらの記載によれば、請求人の主たる精神障害である「双極性障害」は、おおむね過去2年間は躁状態を認めず、抑うつ状態により、思考・運動抑制や憂うつ気分が認められるが、病相頻度に関する記載はなく、抑うつ状態の具体的な程度に関する記載も乏しい。また、激越や易刺激

性、食欲不振、抑うつ状態による妄想については記載がない。

そうすると、請求人は、ある程度の抑うつ状態が持続しており、社会生活には一定程度の制限を受けるものの、日常生活において必要とされる基本的な活動まで行えないほど、これらの症状が著しいとまでは判断し難い。

次に、従たる精神障害である「広汎性発達障害」は、相互的な社会関係の質的障害やコミュニケーションのパターンにおける質的障害、限定した常同的で反復的な関心と活動が認められ、遂行機能障害や注意障害も伴っているが、その程度に関する具体的な記載は乏しい。

そうすると、請求人は、発達障害関連症状により、社会生活には一定程度の制限を受けるものの、日常生活において必要とされる基本的な活動まで行えないほど、これらの症状が著しいとまでは判断し難い。

(ウ) 以上によれば、請求人の主たる障害である「双極性障害」は、判定基準等に照らして検討すると、障害等級2級に相当する「気分、意欲・行動及び思考の障害の病相期があり、かつ、これらが持続したり、ひんぱんに繰り返したりするもの」とまでは認められず、「気分、意欲・行動及び思考の障害の病相期があり、その症状は著しくはないが、これを持続したり、ひんぱんに繰り返すもの」として、同3級に該当すると判断するのが相当である。

また、請求人の従たる障害である「広汎性発達障害」は、判定基準等に照らして検討すると、障害等級2級に相当する「その主症状が高度であり、その他の精神神経症状があるもの」に該当する程度に至っているとまでは認められず、「その主症状とその他の精神神経症状があるもの」と

して、同 3 級に該当すると判断するのが相当である。

(2) 活動制限について

次に、請求人の活動制限についてみると、本件診断書によれば、「日常生活能力の程度」欄（別紙 1・6・(3)）では「精神障害を認め、日常生活に著しい制限を受けており、時に応じて援助を必要とする。」と記載されている。この記載のみからすると、以下の留意事項 3・(6)の表によれば、請求人の活動制限の程度は、おおむね障害等級 2 級程度の区分に該当するといえる。

日常生活能力の程度	障害等級
(3) 日常生活に著しい制限を受けており、時に応じて援助を必要とする	おおむね 2 級程度

また、「日常生活能力の判定」欄（別紙 1・6・(2)）は、8 項目中 2 項目がおおむね障害等級 3 級程度に相当する「おおむねできるが援助が必要」、8 項目中 6 項目が同 2 級程度に相当する「援助があればできる」と記載されている。

さらに、就労状況については「その他（無職）」と記載され、備考欄（別紙 1・9）には、「ASD, ADHD をベースにした MDI で、近年はうつ状態が遷延している。」と記載されている。

しかし、「現在の生活環境」欄（別紙 1・6・(1)）は、「在宅（単身）」とされ、「生活能力の状態の具体的程度、状態等」欄（別紙 1・7）には、「単身生活しているが、不衛生な状態であり、今後ホームヘルプを利用する予定。」と記載され、「現在の障害福祉等サービスの利用状況」欄（別紙 1・8）には「生活保護」とのみ記載されている。

留意事項 3・(6)によると、「日常生活能力の程度」欄で、お

おおむね障害等級 1 級程度とされる「精神障害を認め、日常生活に著しい制限を受けており、常時援助を必要とする。」とは、「食事、保清、金銭管理、危機対応に重度ないしは完全な問題があり、『常に援助がなければ自ら行い得ない』程度のものを言う。」ものとされ、また、おおむね障害等級 2 級程度とされる「精神障害を認め、日常生活に著しい制限を受けており、時に応じて援助を必要とする。」とは、「食事、保清、金銭管理、危機対応に中等度ないしは重度の問題があつて『必要な時には援助を受けなければできない』程度のものを言う。」ものとされているところ、このような「援助」に関して、本件診断書においては、どのような援助をどの程度受けているかについて、具体的な記述は見受けられない。そのため、請求人の活動制限について、障害の程度が、上記の「常に援助がなければ自ら行い得ない」又は「必要な時には援助を受けなければできない」程度まで高度とは判断し難いものであり、おおむね障害等級 3 級程度とされる「自発的に又はおおむね適切に行うことができるが、援助があればより適切に行い得る程度のもの」と判断することが相当である。

そうすると、請求人は、精神疾患を有しているものの、生活保護を受給し、通院治療を受けながら、単身で在宅生活を維持しており、社会生活においては一定の制限を受け援助が望まれる状態であるといえるものの、日常生活において必要とされる基本的な活動まで行えないほどの状態とまでは考えにくい。

以上のことから、請求人の活動制限の程度は、「日常生活が著しい制限を受けるか、又は日常生活に著しい制限を加えることを必要とする程度のもの」（障害等級 2 級）に至っているとまでは認めることができず、「日常生活若しくは社会生活が制限を受けるか、又は日常生活若しくは社会生活に制限を加えることを

必要とする程度のもの」に該当するものとして、障害等級 3 級と判断するのが相当である。

(3) 総合判定

請求人の障害等級について、上記(1)及び(2)で検討した機能障害と活動制限とを総合して判定すると、請求人の障害程度について、障害等級 2 級の「日常生活が著しい制限を受けるか、又は日常生活に著しい制限を加えることを必要とする程度のもの」に至っているとまでは認めることはできない。

よって、請求人の精神障害は、「日常生活若しくは社会生活が制限を受けるか、又は日常生活若しくは社会生活に制限を加えることを必要とする程度のもの」として障害等級 3 級に該当すると判断するのが相当であり、これと同旨の結論を採る本件処分に違法又は不当な点は認められない。

3 請求人は、上記第 3 のとおり、本件処分の違法性又は不当性を主張し、障害等級 2 級への変更を求めているが、前述（1・(4)）のとおり、障害等級の認定に係る総合判定は、申請時に提出された診断書の記載内容全般に基づいて客観的になされるべきものであるところ、本件診断書によれば、請求人の症状は、判定基準等に照らして障害等級 3 級と認定するのが相当である（上記 2・(3)）ことから、請求人の主張をもって本件処分を変更することはできない。

4 請求人の主張以外の違法性又は不当性についての検討

その他、本件処分に違法又は不当な点は認められない。

以上のとおり、審査会として、審理員が行った審理手続の適正性や法令解釈の妥当性を審議した結果、審理手続、法令解釈のいずれも適正に行われているものと判断する。

よって、「第 1 審査会の結論」のとおり判断する。

(答申を行った委員の氏名)

外山秀行、渡井理佳子、羽根一成

別紙 1 及び別紙 2 (略)